## 佐賀県「核燃料税」の新設(更新)について

## |1.新設(更新)の理由| [佐賀県協議書抜粋]

本県では、昭和54年4月に法定外普通税として核燃料税を創設し、原子力発電所の立地に伴う安全対策や環境保全対策、立地地域及び周辺地域における産業振興対策、民生安定対策等の諸施策の推進のための財政需要の財源に充ててきたところであります。

現行の佐賀県核燃料税条例は、令和6年3月31日をもって適用期間が終了することとなりますが、今後も安全対策等の諸施策を継続して取り組んでいく必要があります。

そこで、本県といたしましては、県民の安心・安全を支える所要の対策を推進していくため、核燃料税の適用期間を5年間延長することにしました。

また、従来からの課税方式である価額割、出力割及び核燃料物質重量割を維持し、出力割は46,000円から59,000円、核燃料物質重量割は500円から750円に税率を引き上げるものであります。

## |2. 概要| [佐賀県協議書より]

課税団体	佐賀県
税目名	核燃料税(法定外普通税)
課税客体	①価額割:発電用原子炉への核燃料の挿入
	②出力割:発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業
	③核燃料物質重量割:発電用原子炉施設における使用済核
	燃料の貯蔵
課税標準	①価額割:発電用原子炉に挿入された核燃料の価額
	②出力割:発電用原子炉の熱出力
	③核燃料物質重量割:発電用原子炉施設に貯蔵されている
	使用済核燃料の原子核分裂をさせる
	前の核燃料物質の重量
	※貯蔵期間が5年超のもの
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割:100分の8.5
	②出力割:59,000円/千kW/課税期間3か月
	(廃止措置計画の認可日の翌月以降
	29,500円/千㎏/課税期間3か月)
	③核燃料物質重量割:750円/kg/年
徴収方法	申告納付
収入見込額	(平年度) 4, 204百万円
非課税事項	_
徴税費用見込額	(平年度) 0.3百万円
課税を行う期間	5年間(令和6年4月1日~令和11年3月31日)

## 3. 同意要件との関係

佐賀県核燃料税について、地方税法第261条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

- 〇地方税法(昭和25年法律第226号)(抄) (総務大臣の同意)
- 第261条 総務大臣は、第259条第1項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る道府県法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。
  - 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
  - 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
  - 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。
- (1)「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく 過重となること。」

発電事業に関連する税としては、電源開発促進税(国税)があるが、今回更新を予定している佐賀県核燃料税(以下「本税」という。)の課税標準は「発電用原子炉に挿入された核燃料の価額」、「発電用原子炉の熱出力」及び「発電用原子炉施設に貯蔵されている使用済核燃料の原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量」であり、一方、電源開発促進税の課税標準は「販売電気の電力量」とされていることから、課税標準を異にしている。

核燃料に対する税としては、佐賀県玄海町が「使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量」を課税標準として使用済核燃料税を課しており、同税とは一部の課税標準を同じくしているが、特定納税義務者である九州電力(株)は、令和4年度の年間売上(連結)が2.2兆円であり、一方、本税による負担は約42億円/年(玄海町使用済核燃料税による負担は約5億円/年)であることから、著しく過重となるとはいえないと考えられる。

また、仮に核燃料税が電力消費者に転嫁されたとしても、その電力料金に及ぼす影響は、佐賀県の試算によると、一般的な家庭1世帯当たり約14.1円/月程度と見込まれ、今回の税更新によって、住民の負担が著しく過重となるとはいえないと考えられる。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の 負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。 (2)「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

本税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3)「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。」

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところであり、また、エネルギー基本計画においては、原子力利用を進めていく上で、立地地域との共生に向けた取組が必要不可欠とされているところである。

佐賀県は原子力発電所立地県として、本税の税収も活用しつつ、防災行政衛星通信施設の維持管理、消防防災へリコプター運営、原発周辺非常緊急道路整備など、原子力安全対策を講じている。

したがって、本税は、安全性の確保や地域との共生を図るとする国の政策の方向性と軌を一にするものである。

このことから、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。